

コロナ禍の臨時財政運営方針に基づく対応

「コロナ禍の臨時財政運営方針」(令和2年10月19日決定)に基づき、令和3年度以降、コロナ禍が収束するまでの間、市税収入の大幅減が想定されることを踏まえ、以下のとおり対応することとする。

令和2年12月17日 上尾市臨時財政改革会議

(1) 人件費の削減

給料表及び各種手当を見直す。

(2) 本市独自事業全般の見直し

- ① 現在の情勢や市の財政状況を鑑みて、市として実施することが必須ではない事業については、廃止とする。
- ② 令和3年度等における実施が必須ではない事業については、当該年度における予算計上を見送る。
- ③ 国・県制度の基準を超える事業については、当該基準に合わせた事業内容に見直す。
- ④ その他の事業についても、他市町村の状況や当該事業に係る予算の執行状況等を踏まえつつ、事業内容を精査して、経費を削減する。

(3) 各種イベントの休止・見直し等

- ① 令和3年度等の開催が必須ではないイベント等については、当該年度における予算計上を見送る。
- ② その他のイベント等についても、事業内容を精査して、経費を削減する。

(4) 市民の安全確保等以外の工事や設備整備の先送り

- ① 令和3年度等の実施が必須ではない工事等については、当該年度における予算計上を見送る。
- ② その他の工事等についても、内容を精査して、経費を削減する。

(5) 各種補助金総額の削減

- ① 歳出超過額を圧縮するため、原則、一律、対前年度当初予算比10%削減した額を予算計上する。
- ② 現在の情勢や市の財政状況を鑑みて、見直しが必要となる補助金については、上記①に関わらず、当該見直しに基づいた予算額を計上する。